

平成 22 年 行政委員月額報酬支出差止住民訴訟

原告：

被告：鹿児島県知事

訴 状

鹿児島地方裁判所 御中

2010 年 5 月 20 日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士

訴訟物の価額 算定不能（160 万円）

貼用印紙額 金 1 万 3000 円

〔当事者の表示〕

原告

被告

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

〔請求の趣旨〕

- 1 被告は、鹿児島県収用委員会の委員、鹿児島県労働委員会の委員、鹿児島県選挙管理委員会の委員及び鹿児島県監査委員に対し、別紙記載の月額報酬を支出してはならない。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。

〔請求の原因〕

第 1 当事者

- 1 原告らは、鹿児島県の住民である。
- 2 被告は、鹿児島県の知事であり、収用委員会、労働委員会、選挙管理委員会の各委員、及び監査委員（以下「本件各委員」という。）に対して報酬を支給する権限を有している。
- 3 原告らが被告に対し、月額報酬支払いの差止めを求める本件各委員は、いずれも鹿児島県の非常勤の職員であり、地方公務員法上の特別職としての身分を有する（同法 3 条 3 項 2 号、地方自治法 180 条の 5 第 5 項）。

第2 公金支出

上記本件各委員に対しては、報酬及び費用弁償に関する条例第2条（以下「本件規定」という。）に基づいて、別紙のとおり報酬が支払われている。（甲1号証）

第3 公金支出の違法性と差止請求

1 上記公金支出は、本件規定に基づいてなされているところ、同規定は、特別職である本件各委員の給与について、同規定別表記載の月額報酬を支給すると定めているが、この規定は、以下に述べるとおり、地方自治法203条の2第2項に違反して無効である。

地方自治法第203条の2第1項は、「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定し、同条2項は、「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定する。ここで、当該ただし書の趣旨及びその趣旨より導かれる本件規定の適法違法の判断基準が問題となる。

この点、大阪高裁平成22年4月27日判決は以下のとおり判示し、本件でも同様に解釈、判断すべきものとする。

同判決によると、「地方自治法第203条の2第2項は、同条1項所定の非常勤職員に対する報酬はその勤務日数(勤務量)に応じて支給するとの同条2項本文の原則は堅持しつつ、そのただし書において、各地方公共団体の議会が制定する条例をもって特別な定めをすることができることを認めたものであるところ、本件ただし書に実体的な要件は規定されていないから、原則的には、本件ただし書によって条例で特別の定めをするかどうかは議会の裁量にゆだねられていると解するのが相当である。しかし、昭和31年改正によって本件ただし書を付加した趣旨は、当時繁忙とされていた選挙管理委員会や人事委員会等の執行機関である委員会の委員について、その勤務の実情等特別な事情のある場合においては、特に条例をもって規定することにより、特定の職員について勤務日数によらず月額又は年額等によって報酬を支給することができるようにしたというものであったと認められるから、本件ただし書を適用して条例で特別な定めをするかどうかは、地方公共団体の議会が、本件ただし書の趣旨目的を踏まえて、対象となる非常勤職員の職務内容及び勤務態様等の具体的な事情を考慮し、月額報酬制等をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを判断して、裁量によりこれを決するものということになる。」

具体的には、「①当該非常勤職員の役所における勤務量が常勤の職員に比肩し得るあるいは準ずる場合、②役所における勤務量が必ずしも多くはない場合でも、役所外の職務

執行や、役所の内外での勤務に備えての待機等が多いなど事実上の拘束があつて、月額で報酬を支払うのが相当と考えられる場合、③勤務量を認識することが困難で、日額報酬制をとるのが不相当と判断され、月額報酬制をとらざるを得ない場合、④その他勤務や地方の実情に照らし、この原則によらずに月額報酬制を必要とする特別な事情がある場合などが考えられる。」

そして、「非常勤の本件委員らについて月額報酬制を採用している本件規定に係る議会の判断が裁量の範囲を逸脱して違法でないかどうかは、「日額報酬制の原則によらずに月額報酬制をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを検討し、もって本件規定が同条項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているかどうか、そしてそのような状態が相当期間内に是正されていないといえるかどうかによってこれを決すべきものとする。そして、それらが肯定される場合には、本件規定は、裁量の範囲を逸脱したものとして、法 203 条の 2 第 2 項に違反し違法、無効というべきである。」

2 本件各委員の勤務実態（平成 18 年度～平成 21 年度 12 月まで）は、以下のとおりである。

(1) 収用委員会

ア 収用委員は、土地収用法により、定数 7 名とされている。

イ 収用委員会は月 1 回定例会が開かれ、その中で申請についての受理、手続開始決定、現地調査、審理、裁決会議が行われる。鹿児島県では常に収用委員 7 名が出席している（甲 2 号証）。

申請件数は平成 19 年度 8 件・20 年度 12 件、現地調査は平成 19 年度 4 回・20 年度 2 回・21 年度 2 回行われている。現地調査、審理等がある日を除いて、定例会はほぼ午前中で終了している（甲 2 号証）。

よって、現地調査で遠方に出向くことがあつたとしても、その頻度は少なく、平均すると月に 1 回にもならない。また原則として定例会の日程に合わせて受理、調査、審理、裁決が行われていることから、収用委員については月約 1 日の稼働にもかかわらず、月額報酬が支払われていることになる。

(2) 労働委員会

ア 労働委員は、公益委員、使用者委員、労働者委員各 5 名、任期は 2 年である。

イ 労働委員会への不当労働行為新規申立件数は平成 18 年度 1 件、平成 19 年度 0 件、平成 20 年度 1 件である。前年繰越を含めた係属事件合計は平成 18 年度 10 件、19 年度 3 件、平成 20 年度 2 件である（甲 3 号証）。

集团的労働紛争調整の新規申し立てが平成 18 年度 2 件、平成 19 年度 1 件、平成 20 年度 2 件であり、個別的労働紛争調整の新規申し立てが平成 18 年度 7 件、平成 19 年度 1 件、平成 20 年度 1 件である（甲 3 号証）。

労働委員会の定例会が月 2 回行われている。その他労働関係の会議への参加があ

る。

よって、月に 2 回定例会があるとしても、鹿児島県の場合、新規の申立件数が少ないにもかかわらず、高額月額報酬制の委員が 15 人いることになる。なお司法機関である民事、家事調停委員、労働審判法の労働審判員は非常勤であり、その手当は 1 日約 1 万円である。

(3) 選挙管理委員会

ア 選挙管理委員は、委員 4 名、任期は 4 年である。

イ 選挙管理委員会は月に 1 回定例会が行われている。選挙が実施される場合関連業務がある。平成 19 年度の稼働日数は委員長で 34 日委員で平均 20 日、平成 20 年度の稼働日数は委員長で 28 日委員で平均 17 日である。稼働日数は最も少ないときで一人月 1 日、多くても月 6 日である（甲 4 号証）。

選挙管理委員は収用委員会や労働委員会委員と比べ、選挙の日程は年度当初確定でないとしても、予見できない紛争解決のための審理を要求されるわけでもなく、別紙のとおり業務の内容は選挙のための打ち合わせ等比較的明確である。実際の稼働状況についても委員長以外は定例会の出席が主たる業務であるにもかかわらず、高額な月額報酬が支払われている。

(4) 監査委員

ア 監査委員は、委員 4 名（非常勤委員 1 名、県議委員 2 名、常勤委員 1 名（常勤については本条例の適用外））である。

イ 監査委員は、旅行命令により定期監査、財政的援助団体等の監査、行政監査、住民訴訟に係わる監査を実施する他、例月現金出納検査等を行う（甲 5 号証）。

委員 4 名の稼働日数は、情報公開された旅行命令票によれば別紙のとおりであり、他の行政委員に比べると実働日数が多いことは事実である。しかし多忙な月とそうでない月を平均すれば月の稼働日数は約 6 日であり（甲 5 号証）、常勤委員以外にも月額にし、まして高額な給与を受けている県議員に別途月額報酬を与える合理的根拠は乏しい。

3 以上のとおり本件各委員の勤務実態は、少ないときには月 1 日、多くとも月 6 日の稼働状況であり、先述の大阪高裁平成 22 年 4 月 27 日判決の示した①「勤務量が常勤の職員に比肩し得る場合」、には該当しない。また、収用委員会、労働委員会、選挙管理委員については定例会開催日が決まっており、②「役所外の職務執行や、役所の内外での勤務に備えての待機等が多いなど事実上の拘束がある場合」、には該当しない（なお、監査委員については旅行命令により現地に出向くことが職務内容である。）。また、勤務量については、本件各委員の過去の実績等から想定できるはずであり、③「勤務量を認識することが困難で、」「月額報酬制をとらざるを得ない場合」、にも該当しない。その他勤務や鹿児島県の実情に照らし、④「特別な事情」があるとは特に見うけられない。

したがって、本件規定は地方自治法 203 条の 2 第 2 項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっている。また、平成 21 年 6 月 8 日付南日本新聞によると、月額報酬制度については「鹿児島県も見直しの必要性を認めている。」との記事が掲載された（甲 6 号証）が、今年度の予算においても検討はなされず、条例改正の動きも見られないことから、そのような違法な状態が相当期間内に是正されていないといえる。

以上より、本件規定は、裁量の範囲を逸脱したものとして、法 203 条の 2 第 2 項に違反し違法、無効である。

- 4 よって、被告に対し、鹿児島県収用委員会の委員、鹿児島県労働委員会の委員、鹿児島県選挙管理委員会の委員、及び鹿児島県監査委員に対する月額報酬の支出の差止めを求めるものである。

第4 監査請求

原告らは、平成22年3月29日に、上記記載の違法な公金支出につき、鹿児島県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づく監査請求を行ったところ、同年4月23日に、鹿児島県監査委員は、原告らに対し、上記監査請求を却下する旨の通知を行った(甲7号証)。

第5 結論

よって、請求の趣旨記載のとおり判決を求めるため、本訴に及んだ。

【 証 拠 方 法 】

【 添 付 書 類 】

1 委任状 通

2 甲号証写し 正副各1通